注１　光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するＦＴＴＨアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するＦＴＴＨアクセスサービスごとに別葉とすること。
２　最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
３　地方公共団体からＩＲＵ（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「ＩＲＵ」の欄に契約数を再掲すること（毎報告年度末の契約数を報告する場合に限る。）。
４　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
５　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
６　記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　　月　　日現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

１　卸契約数の都道府県別及び態様別の分計

都道府県＼態様	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
合計			
参考事項			

２　卸先事業者の数及び名称

事業者数	
事業者名	
参考事項	

３　契約数が３万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数

事業者名	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	合計
合計			
参考事項			

注１　他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービスを提供している場合に記載すること。
２　「１　卸契約数の都道府県別及び態様別の分計」については、「都道府県」の欄に日本工業規格都道府県コードの番号の順序に都道府県の名称を記載し、共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
３　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
４　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
５　「３　契約数が３万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数」については、共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。
６　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第７の次に次のように加える。

様式第８の２（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　　月　　日現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

１　卸元事業者別の卸契約数等

卸元事業者名	卸契約数	最終利用者との契約数	
		共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの
合計			
参考事項			

２　再卸先事業者の名称及び再卸契約数

再卸先事業者名	再卸契約数
合計	
参考事項	